

上越市地域公共交通活性化協議会について

1. 会則

(名称)

第1条 本会は、上越市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）の規定に基づき、公共交通の活性化及び再生のため、地域にとって最適な公共交通のあり方について総合的な検討、合意形成、計画作成、連絡調整及び協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行う。

合わせて、生活交通の存続が困難な地域における公共交通の確保・維持・改善に必要な計画作成を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 活性化法に関すること

ア 活性化法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び変更に関する事項

イ 形成計画の実施に係る連絡調整及び協議を行うことに関する事項

(2) 運送法に関すること

ア 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項

イ 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項

(3) 公共交通の維持・確保・改善に関すること

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項に規定する事業に関すること。

(4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる人により構成する。

- (1) 上越市企画政策部長又はその指名する人
- (2) 公共交通事業者等の代表者又はその指名する人
- (3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送事業者等の代表者又はその指名する人
- (4) 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項に規定する道路管理者又はその指名する人
- (5) 新潟県警察上越警察署長又はその指名する人
- (6) 市民又は地域公共交通の利用者
- (7) 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局長又はその指名する人
- (8) 新潟県交通政策局長又はその指名する人
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する人
- (10) 学識経験を有する人
- (11) その他協議会が必要と認める人

3 第2項第1号から第5号まで及び同項第7号から第9号までに掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、第4条第2項第1号に規定する委員をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(監査委員)

第6条 協議会に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、会長が指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(委員の任期)

第7条 協議会の委員の任期は、2年以内で第3条に規定する協議事項の協議に必要な期間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ。）の全員の賛成をもってこれを決する。
- 4 協議会の会議は、原則として公開とする。

(部会)

第9条 協議会は、必要に応じ、部会を設置することができる。

- 2 部会は、協議会の運営にあたり必要な事項その他協議会が必要と認める事項を処理する。
- 3 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席等)

第10条 協議会及び部会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実行に努めるものとする。

- 2 協議会において協議が調ったときは、関係者に対して証明書（別記様式）を発行することができる。

(財務)

第12条 協議会の予算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、上越市新幹線・交通政策課に置く。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 協議会の委員の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この会則は、平成20年7月25日から施行する。

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

この会則は、平成23年6月6日から施行する。

この会則は、平成23年6月6日から施行する。

この会則は、平成24年3月26日から施行する。

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

この会則は、平成24年7月25日から施行する。

この会則は、平成26年12月25日から施行する。

2. 構成員名簿

	法的位置付け	協議会 会則	団体名	所属	役職等	氏名	
1	上越市	第4条 2項1号	上越市	企画政策部	部長	川上 宏	
2	公共交通事業者等	第4条 2項2号	頸城自動車株式会社		常務取締役	鳥越 元一	
3			東日本旅客鉄道株式会社新潟支社	総務部企画室	企画室長	石塚 毅	
4			西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	企画課	課長	塚本 大輔	
5			北越急行株式会社	総務部	総務部長	大谷 一人	
6			えちごトキめき鉄道株式会社	総務企画部	総務企画部長	佐藤 章	
7			上越市ハイヤー協会	頸城ハイヤー株式会社	会長	唐澤 紀雄	
8			道路管理者	第4条 2項4号	国土交通省北陸地方整備局	高田河川国道事務所	副所長
9	新潟県	上越地域振興局 地域整備部			部長	常山 哲	
10	上越市	都市整備部			部長	市川 公男	
11	新潟県警察（上越警察署）	第4条 2項5号	新潟県警察	上越警察署	交通課長	山井 一之	
12	市民又は利用者	第4条 2項6号	市民又は利用者			岩井 文弘	
13							横田 智
14							宮崎 朋子
15	地方運輸局長（新潟運輸支局）	第4条 2項7号	国土交通省北陸信越運輸局	新潟運輸支局	首席運輸企画 専門官	白砂 千佳	
16	関係行政機関	第4条 2項8号	新潟県	上越地域振興局 企画振興部	部長	北嶋 宏海	
17	一般旅客自動車運送事業者の事業 用自動車の運転者が組織する団体 の代表者	第4条 2項9号	くびき労働組合	頸城自動車株式会社	書記長	小口 幹久	
18	学識経験を有する人	第4条 2項10号	国立大学法人長岡技術科学大学		副学長	中出 文平	
19	その他必要と認める人	第4条 2項3号	上越市福祉有償運送運営協議会		副会長	板垣 島美子	
20	公共交通事業者等	第4条 2項2号	妙高市	環境生活課	課長	鹿住 正春	

【事務局】

事務局	第13条	上越市	上越市 企画政策部 新幹線・交通政策課			
-----	------	-----	------------------------	--	--	--